

平成30年度 私立幼稚園保育料等減免事業について

幼児教育の振興及び少子化対策に寄与するため、鹿沼市に住所のある園児（満3歳児含）を対象に下記の事業を実施し、保育料等の減免（負担の軽減）を行います。

申請書の配布・提出、保育料の減免は通園している園を通じて行います。鹿沼市外の幼稚園に通園している場合、年度途中に入園した場合も対象になります。通園している幼稚園にお申し出いただくか、こども未来部保育課にお問い合わせください。（新制度に移行した幼稚園に通園している場合は対象外となります。）

（1）幼稚園就園奨励事業・・・国の補助を受け鹿沼市が実施します。

【補助を受けられる方】

鹿沼市に住所があり、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間に私立幼稚園（新制度に移行していない園）に就園するお子さんの保護者。

【補助の額】

補助の額は、6月1日（途中入園・転入の場合は入園日・転入日）を基準日とした園児の「世帯」の平成30年度市民税の課税状況に応じて支給されます。園児に兄弟がいる場合、下記の「園児の数え方」により申請園児を数え、第何子となるかで決まります。

【限度額】

下の表の補助限度額は年額です。年度途中の入退園、他市からの転入、他市への転出があった場合には、入園、転入、退園、転出した日を基準日とし、補助額を月割します。（区分E・第1子補助額8,000円は途中入退園等しても月割はしません。）

区 分		第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000円		
B	市民税が非課税の世帯	272,000円	308,000円	
	市民税の所得割が非課税の世帯			
	ひとり親世帯等（★）の特例	308,000円		
C	市民税の所得割課税額が、77,100円以下の世帯（注1）	187,200円	247,000円	308,000円
	ひとり親世帯等（★）の特例	272,000円	308,000円	
D	市民税の所得割課税額が、77,101円以上211,200円以下の世帯（注1）	62,200円	185,000円	308,000円
E	上記A～Dに該当しない世帯（注1）	8,000円	154,000円	308,000円

（注1）この表の市民税の所得割課税額は、夫婦片働き、年少扶養親族2人の場合の基準額です。それ以外の世帯は【早見表】で確認してください。

【ひとり親世帯、在宅身体障害者等がいる世帯等の限度額】

ひとり親世帯・在宅障害者等がいる世帯等のうち、課税所得による世帯区分がB、Cに該当する場合、補助限度額は上の表の「ひとり親世帯等（★）」のとおりです。

【園児の数え方】

区分A、B、C・・・保護者と生計を一にする（扶養されている）者であれば、兄弟の年齢制限なく数えます。
区分D、E・・・小学校3年生以下の兄弟から数えます。

【限度額】の表の「区分」（世帯の課税所得額による）と「第何子」かが交わる部分はその園児の補助の限度額です。ただし、年度中に保護者が園に納めた入園料・保育料（●）の支払合計額のほうが限度額を下回る場合は、その金額までとなります。

●「保育料」とは、各園の園則に定める保育料で、教材費や暖房費、バス代などは含めません。

【早見表】

【限度額】の表は、夫婦（片働き）と16歳未満の子ども2人のモデル世帯（太線）の場合の基準額です。それ以外の世帯は世帯構成により下の表を参照してください。（年齢はH29.12.31現在）

19歳未満の扶養親族の数 (H11.1.2以降生まれ)			市民税所得割課税額の基準額	
	16歳未満 (H14.1.2~ H29.12.31生)	16歳以上 19歳未満 (H11.1.2~ H14.1.1生)	区分C	区分D
1人	1人	0人	55,800円以下	55,801円以上 191,400円以下
2人	1人	1人	66,900円以下	66,901円以上 198,600円以下
	2人	0人	77,100円以下	77,101円以上 211,200円以下
3人	1人	2人	78,000円以下	78,001円以上 205,800円以下
	2人	1人	88,200円以下	88,201円以上 218,400円以下
	3人	0人	98,400円以下	98,401円以上 231,000円以下
4人	1人	3人	89,100円以下	89,101円以上 213,000円以下
	2人	2人	99,300円以下	99,301円以上 225,600円以下
	3人	1人	109,500円以下	109,501円以上 238,200円以下
	4人	0人	119,700円以下	119,701円以上 250,800円以下

- ・上記「区分D」の基準額より市民税所得割課税額が多い場合は「区分E」となります。
- ・19歳未満の扶養親族が5人以上の場合は、決められた計算式により基準額を算出します。

- 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算します。単身赴任者のように実際は居住が別の場合でも、経済的に出身世帯と一体性がある場合には同一世帯として取り扱います。
- 市民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定します。
- 兄・姉が就学前児童である場合、対象となるのは幼稚園・保育園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部（那須こどもの家）に入所又は児童発達支援（鹿沼市あおば園）及び医療型児童発達支援（宇都宮市子ども発達支援センター かすが園、とちぎリハビリテーションセンター こども発達支援センター）を利用している園児となります。受給者証の確認をさせていただくことがあります。また、本来の就学年齢が小学4年生以上であっても、就学免除等により小学3年生までの学年に在籍する場合は優遇処置の対象とします。

（2）第3子以降保育料免除事業・・・県の補助を受け鹿沼市が実施します。

【補助を受けられる方】

幼稚園就園奨励費対象世帯の区分D、Eに該当する世帯で、保護者が生計を一にする子どもを3人以上養育する場合の、三番目以降の子どもの保護者。就園奨励費で第3子以降の補助額が適用されていない方。

【補助の額】

平成30年度中に支払った入園料・保育料から就園奨励費を差し引いた額。308,000円を限度とします。

